

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 和解成立について（声明）

泉南アスベスト国賠訴訟の解決を喜ぶとともに
すべてのアスベスト被災者の救済に向け
全国の仲間とともに力を尽くします

2015年1月14日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 福地 保馬

- 1 2014年12月26日、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟（原告27人）差戻し審において、原告と国に対して和解を勧告し、双方がこれを受諾して、和解が成立しました。和解成立をうけ、塩崎厚労大臣は1月18日に大阪・泉南地域を訪れ、原告に直接謝罪することを予定しています。
- 2 2006年6月5月の1陣訴訟提訴から8年半余の長い時間が経過しています。原告らの相当数が死亡し、病状が悪化している被害者も多数いる中、最高裁判決後、3ヶ月弱の短期間で勝利解決への合意が成立しました。1日も早い解決をめざした、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団、泉南地域の石綿被害と市民の会、大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会など関係した皆さんの努力に敬意を表します。
- 3 和解内容としても、厚生労働大臣が被害者、遺族らに対する謝罪の意思を改めて表明するとともに、1陣訴訟の原告についても2陣訴訟最高裁判決と同様の基準で賠償金を支払うというものであり、差戻し審における原告勝訴判決と同等の水準で和解が成立しました。
- 4 この1陣訴訟差戻し審における和解をもって、既に判決が確定している2陣訴訟と合わせて、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟が終結しました。このたたかいは、石綿被害の原点といわれる大阪・泉南アスベスト被害について、国の責任を明確にする大きな到達点を築き上げました。しかし、最高裁で国の責任

が認められなかった近隣ばく露、家族ばく露、1972年以降のばく露者らの被害救済については、和解条項に盛り込むことができませんでした。1972年以降のばく露者や、労働者でない被害者に対しての国の責任を明らかにするたたかい、企業の責任を認めさせるたたかいは、全国6箇所の建設アスベスト訴訟に引き継がれました。

- 5 「いの健」全国センターは、泉南アスベスト国賠訴訟を「行政が国民のいのち健康と経済成長や産業の保護育成のいずれを優先するのか、この国のあり方が問われる裁判」と考え、原告・弁護団・「勝たせる会」の活動を支えてきました。引き続き、建設アスベスト被害など全国に広がったアスベスト被害の救済と根絶、残存アスベストの適正な処理を求め、関係する仲間たちと一致団結して力を尽くしていくことをあらためて決意します。
- 6 和解条項のなかで、石綿工場で同様の状況で働いていて被害にあった人に対し、国が啓発宣伝して解決を図ることを明らかにしています。国は直ちに労働基準監督署が行った石綿に関する労災支給決定（じん肺として認められている石綿肺を含む）に関する職歴調査書類等を再調査し、責任を認めた1958～71年に石綿関連工場で働いて労災認定を受けている、または過去に受けていた（特別遺族給付金を含む）被害者及び遺族に対して、直接国の責任を認め訴訟による和解を求めることを誠意をもって行うべきです。また、同じく国が責任を認めた石炭じん肺に関して経済産業省・石炭保安室が作成し、労働行政機関のみならず法テラスや全国の医療機関に「炭坑で働いていた方をさがしています!!」としたポスターを掲示して啓発していますが、同様の対応を早急に行うべきです。そのことが「責任を認めた」国の責務といえます。
- 7 いの健全国センターは、全国の組織に呼びかけてそうした被害者を改めて掘り起こし救済に結び付けていく活動を促進します。
- 8 石綿被害について国の責任を認めたことから、石綿救済法の抜本的な見直しを行うべきです。建設アスベスト訴訟をはじめ、あらゆる石綿被害の賠償と新たな被害の防止にむけて重要な足がかりが形成されたということであり、いの健全国センターとして石綿被害の救済と被害防止にむけていっそう力をいれて奮闘していきます。